**保護観察官の採用案内**

**１　保護観察官の職務の内容、身分、給与**

（職　　務）保護観察官は、医学、心理学、教育学、社会学その他の更生保護に関する専門的知識をいかし、「更生保護法」（平成１９年法律第８８号）その他の関係法令に基づき、保護観察その他犯罪をした者や非行のある少年の更生保護及び犯罪の予防並びに犯罪被害者等の施策に関する業務に従事します。

（身　　分）身分は、一般職の国家公務員です。国家公務員は、国家公務員共済組合に加入し、傷病に際して給付等が受けられるほか、厚生年金制度の適用等の制度が整備されています。

（給　　与）行政職俸給表（一）が適用され、初任給は資格・経験等を勘案して決定されます。保護観察官に任命されると俸給の調整額が加算されます。

また、毎月の俸給のほか各種手当（期末・勤勉手当（ボーナス）、扶養手当、地域手当（勤務庁所在地により異なる）、通勤手当、住居手当等）が支給されます。

**２　勤務時間・勤務地等**

（勤務時間）原則として１日７時間４５分・週休２日制で、年次休暇（年間２０日間）等の休暇制度があります。ただし、夜間勤務、休日勤務等の宿日直勤務を含む不規則勤務を行う場合があります。

（勤 務 地）採用予定庁での勤務のほか、地方更生保護委員会や他の保護観察所等で勤務する機会があります。

　　　　　　なお、異動は、原則として選考を行った九州地方更生保護委員会事務局及び同地方更生保護委員会管内の保護観察所を中心に行われますが、昇任に応じて異動の範囲は広がります。

（昇　　任）保護観察官として職務に従事した後、勤務成績に応じて統括保護観察官、首席保護観察官、保護観察所長等に昇任する可能性があります。

（研　　修）採用後の適当な時期に新任の保護観察官を対象とする研修を受講するほか、その後も保護観察官としての勤務経験や職務に応じた研修を受講する機会があります。

**３　採用案内**

（採用予定）令和６年４月１日付け（予定）で、福岡保護観察所北九州支部及び那覇保護観察所において、各１名（計２名）採用する予定です。

（応募要件）次の要件を満たすことが必要です。詳しくは応募先にお問い合わせください。

（１）福祉等関係機関との調整等に関する専門的知識を有すること、及び面接等を通じて被面接者等が有する問題等を把握する業務の経験を有することのほか、業務の対象となる犯罪をした者や非行のある少年の円滑な社会復帰とその指導等に熱意と関心を有すること。

　　　なお、公認心理師、臨床心理士、精神保健福祉士又は社会福祉士のいずれかの資格を有することが望ましい。

（２）対人援助職として８年以上の実務経験を有すること。

（３）大学卒業以上の学歴を有すること、又は大学を卒業した者と同等と認められる資格を有すること。この場合において、「大学を卒業した者と同等と認められる資格を有する者」は、平成２３年人事院公示第１８号の２の一に該当する者とする。

（選考方法）選考は、（１）書類選考、（２）書類選考の合格者に対する面接等により行います。採用は、面接合格者の中から決定します。

（応募手続き・応募期間・面接日程・問い合わせ先等）別紙を参照してください。

（別紙）

応　募　手　続　等

**１　応募用紙の請求先・応募先**

|  |  |
| --- | --- |
| 九州地方更生保護委員会（請求先・応募先） | 〒８１０－００４４　福岡県福岡市中央区六本松４－２－３　℡（０９２）７６１－７７８１ |

※ 郵送で応募用紙を請求する場合は、封筒の表に「保護観察官応募用紙請求」と書き、必要な切手（９４円分）を貼った返信用封筒（返信のための宛先を明記すること）を同封し、上記の請求先である九州地方更生保護委員会宛てに送付して下さい。

**２　申込方法**

「保護観察官採用試験受験申込書」に必要事項を記入（「留意事項」、「記入例」をよく確認の上、御記入ください。）した上、必要書類（履歴書、志望理由書）を添付し、上記の応募先である九州地方更生保護委員会宛てに、できるだけ郵送で提出してください。

　なお、受験に際し、身体等に障害があるため特に何らかの配慮を希望される方は、受験申込時にその旨を申し出て下さい。

**３　応募期間**

令和６年１月１５日（月）から　同年２月１４日（水）まで（必着）

**４　面接の会場・日程**

|  |  |
| --- | --- |
| 会　　　場 | 日　　　程 |
| 九州地方更生保護委員会 | 令和６年２月２７日（火） |

※ 書類選考合格者について、九州地方更生保護委員会において、面接等を行います。

詳細な日程等については、書類選考合格者に対し、別途連絡します。

**５　採用予定庁、採用予定数及び必要な実務経験年数**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 採用予定庁 | 採用予定数 | 必要な実務経験年数等 |
| 福岡保護観察所北九州支部又は那覇保護観察所 | 各１名（計２名） | 対人援助職として８年以上 |

※ 職務内容や勤務形態によっては、実務経験年数として加算されない場合があります。

　 採用後、異動により、採用予定庁以外の官署で勤務する可能性があります。

**６　選考の結果**

個別に通知します。

**７　応募ができない者**

　日本の国籍を有しない者又は国家公務員法第３８条の規定により国家公務員となることができない者（禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者、一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者）は、応募することができません。